

議案第30号

町有財産の取得について

中原庁舎西南用地定住促進住宅整備事業用地を下記のとおり取得したいので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 土地の所在 佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀
字二本谷647番 他7筆
- 2 面積 5,280.64㎡
- 3 取得予定価格 79,574,570円
- 4 契約の相手方 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5
三養基西部土地開発公社
理事 原野 茂

平成29年 6月 5日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

土地売買仮契約書

三養基西部土地開発公社（以下「甲」という。）とみやき町（以下「乙」という。）は、乙が施行する「中原庁舎西南用地定住促進住宅整備事業」に供する目的をもって、下記の条項のとおり土地売買契約を締結する。

（目的及び売買代金）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを金79,574,570円（以下「売買代金」という。）で買い受けるものとする。

（売買代金の支払）

第2条 売買代金は、売買土地の所有権移転登記完了後に、甲が提出する請求書を乙が受理した後、1ヶ月以内に支払うものとする。

（登記手続き）

第3条 売買土地の所有権移転登記手続きは、乙が、所轄法務局に囑託して行い、甲は、これに必要な書類を速やかに乙に提出するものとする。

（担保責任）

第4条 甲は、売買土地の所有権が自己に属することを保証し、この契約について第三者から異議の申し立て等があったときは、責任をもって解決するものとする。

（所有権以外の権利の排除）

第5条 甲は、乙に対し、平成29年6月15日までに乙の工事に支障のないよう土地の占有を移転させるものとする。この場合において、土地に地上権、借地権、抵当権その他所有権以外の権利があるときは、甲は、あらかじめ、これを消滅させておかなければならない。

（所有権の移転等）

第6条 売買土地の所有権は、平成29年6月15日に、甲から乙に移転する。
2 売買土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状のまま甲から乙に引き渡しがあったものとする。

（行為の制限）

第7条 甲は、乙の同意なくして、売買土地に物件の設置又は売買土地の形質の変更をしてはならない。

（公租公課）

第8条 売買土地に関する公租公課その他の賦課金は、売買土地の所有権移転登記完了の属する年度までの分については、甲の負担とする。

（損害賠償）

第9条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、万一違背した場合は、これによって生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

（その他）

第10条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（経過措置）

第11条 この仮契約書はこの契約締結に係るみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏名 三養基西部土地開発公社 理事 原野 茂



乙 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

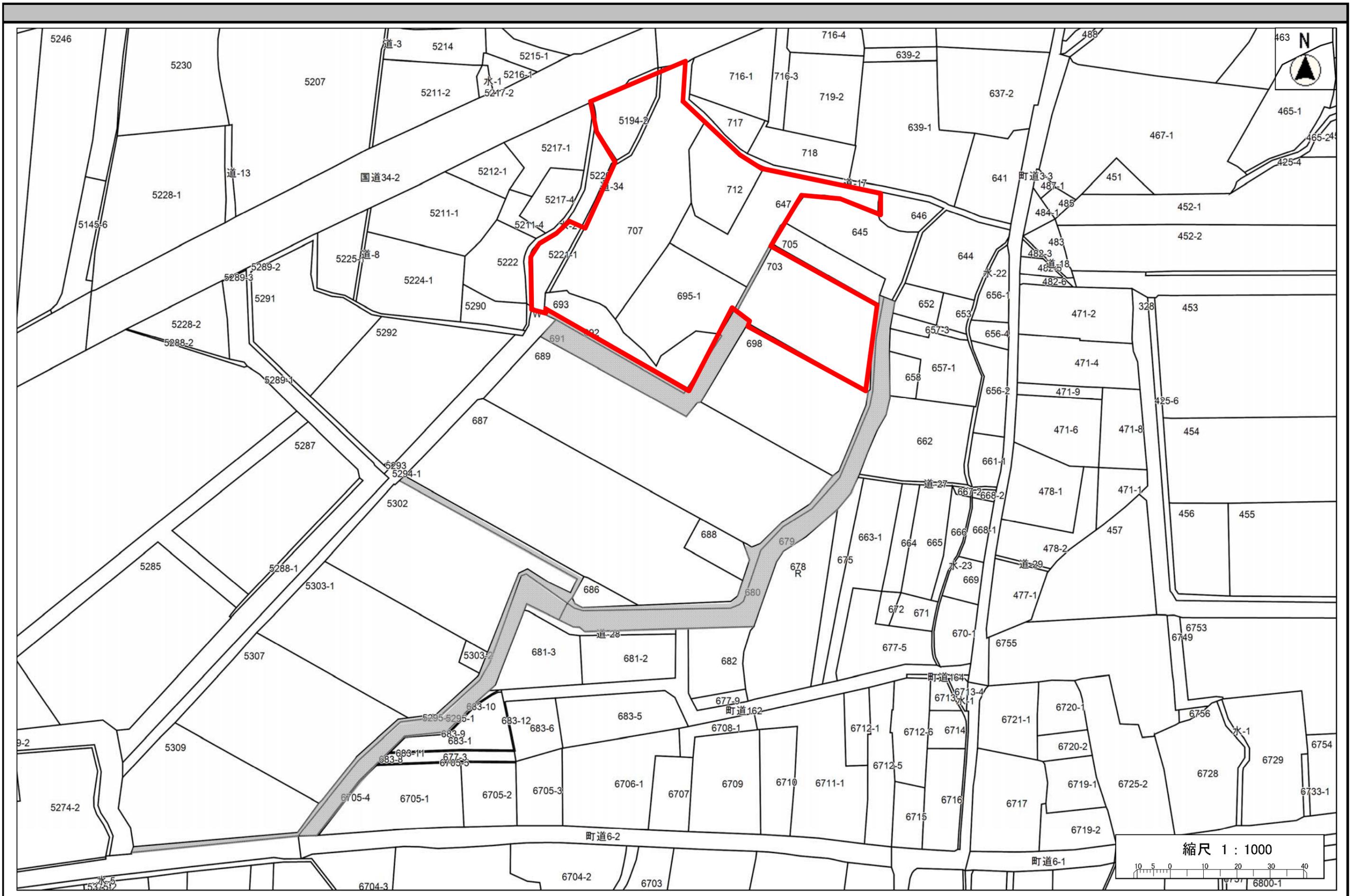
氏名 みやき町長 末安 伸之

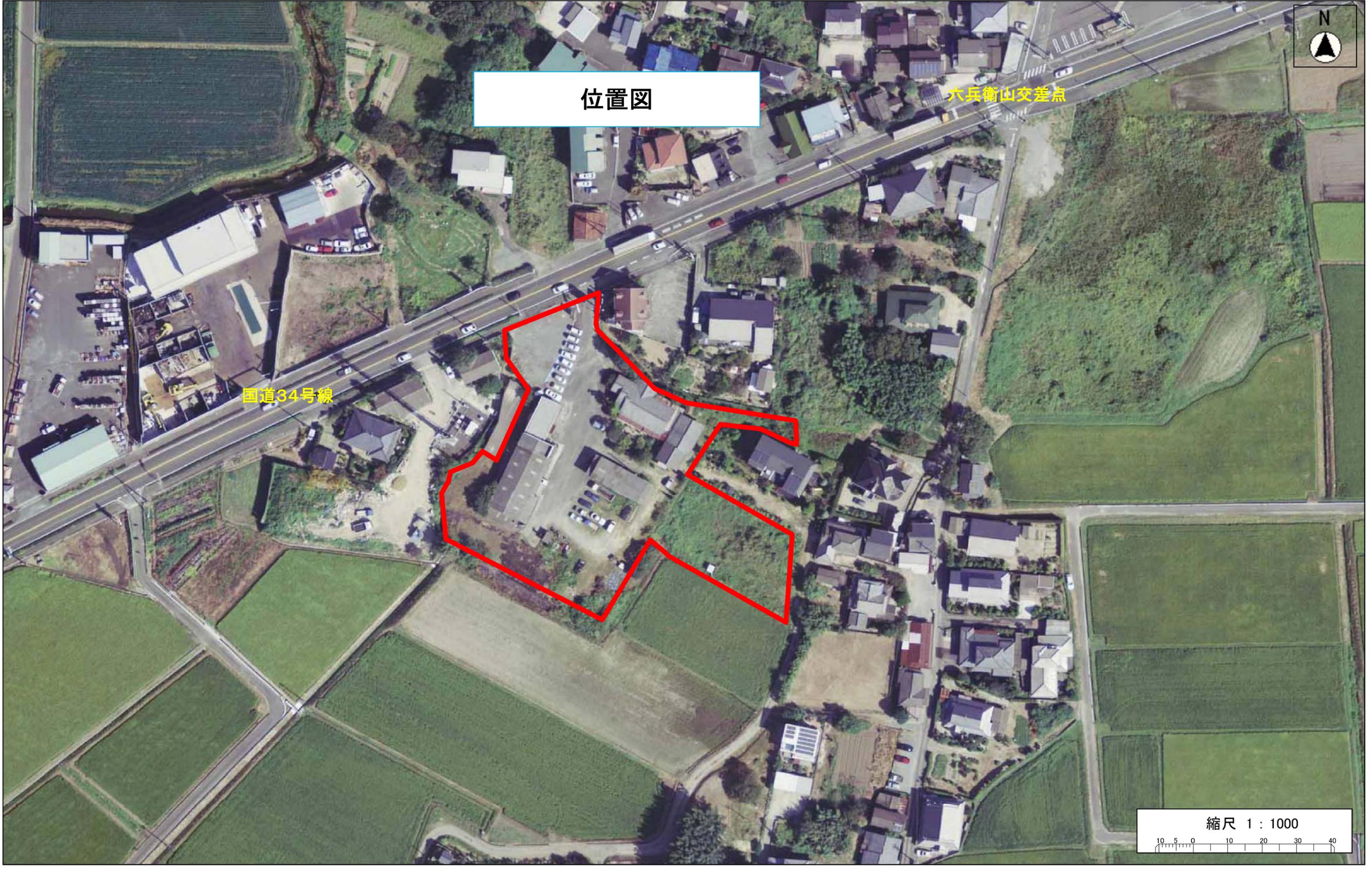


土地の表示

所在 三養基郡みやき町大字原古賀 地内

字	地番	台帳		売買に係る面積		備考
		地目	地積 (㎡)	地目	地積 (㎡)	
二本谷	647番	宅地	725 05	宅地	725 05	
二本谷	693番	雑種地	447	雑種地	447	
二本谷	695番1	雑種地	746	雑種地	746	
二本谷	703番	畑	986	畑	986	
二本谷	707番	宅地	1,448 33	宅地	1,448 33	
二本谷	712番	宅地	436 26	宅地	436 26	
三本谷	5194番2	雑種地	303	雑種地	303	
三本谷	5221番1	雑種地	189	雑種地	189	
合計			5,280 64		5,280 64	





位置図

国道34号線

六兵衛山交差点

縮尺 1 : 1000
10 5 0 10 20 30 40